

「三位一体の改革」に係る今後の対応について

地 方 六 団 体
平成17年4月28日

1 税源移譲について

平成18年度までの第1期改革で、3兆円の税源移譲を確実に実施すること。

今回の改革で税源移譲される個人住民税の姿と、移譲に至る工程を早期に示すべきである。この税源移譲は、個人住民税を10%比例税率化することにより実施すること。

2 国庫補助負担金について

政府・与党合意で先送りされた税源移譲額6,000億円について、政府は早期に具体的な検討を行い、結論を得ること。その際、地方の改革案に掲げてある社会福祉施設・公立文教等施設整備国庫補助負担金、社会保障・文教関係の経常国庫補助負担金を優先すること。

国庫補助負担金の交付金化は、地方への税源移譲に結びつかないばかりか、国に権限が残り、補助金としての実態に変わりがないことから、改革として認めない。

国の財政再建のための単なる地方への負担転嫁は、断固として受け入れられない。

国庫補助負担金が地方の創意工夫をいかに阻害しているか、その実態を調査した(別添のとおり)。

「三位一体の改革」が真の地方自治の確立に向けた地方分権改革となるよう、政府は、この実態を真摯に受け止め地方の改革案で示した補助負担金の廃止・一般財源化を実現すること。

3 地方交付税について

「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、平成18年度の地方交付税総額を確実に確保すること。

地方交付税は、本来、地方固有の財源であることから、財源不足に対する補てんは、地方交付税の法定率分の引上げで対応すること。

所得税から個人住民税への税源移譲に伴う地方交付税の法定率分の減少額については、交付税率の引上げにより確保すること。

地方公共団体の財政需要が投資から経常に変化している実態を踏まえ、地方財政計画と決算との乖離に関し、平成18年度以降についても、引き続き同時一体的な規模是正を図ること。

地方公共団体が計画的な行財政運営を行うため、地方六団体の参画を得て「中期地方財政ビジョン」を策定すること。

4 第2期改革について

国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分を実現し、地方分権を一層推進するため、消費税を含めた基幹税により8兆円の税源移譲を積極的に進めること。

そのため、現在進めている平成18年度までの改革を「第1期改革」と位置づけ、19年度以降も「第2期改革」として更なる改革を行うこと。

5 「国と地方の協議の場」の制度化と定期的開催等について

「国と地方の協議の場」は、「三位一体の改革」を推進する上で重要な役割を果たしていることから、今後、定期的を開催し、これを制度化すること。なお、義務教育費国庫負担金、生活保護費負担金等の個別事項についても、最終的には「国と地方の協議の場」において協議・決定すること。

「三位一体の改革」の目的とする地方分権の推進のためには、「基本方針2003、2004」にもあるとおり、地方の権限と責任を大幅に拡大するため、国による地方公共団体への関与・規制の廃止や大幅な緩和を図ることが必要であり、この取組の具体的な検討・協議を行う場を設けること。

6 「基本方針2005」について

「基本方針2005」については、別添の「『経済財政運営と構造改革の基本方針2005』の策定にあたって(要請)」の内容を反映したものとすること。

「経済財政運営と構造改革の基本方針2005」 の策定にあたって（要請）

地 方 六 団 体

地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府からの要請により、地方の改革案を、昨年8月24日、小泉内閣総理大臣に提出した。その後、8回にわたる「国と地方の協議の場」での議論を経たにもかかわらず、11月26日の政府・与党合意は、多くの課題が先送りされるなど、必ずしも地方分権改革を実現したものとは言えない。

このため、「基本方針2005」を策定するにあたっては、真の地方分権を実現するため、「基本方針2004」の点検結果及び地方の意見を踏まえるべきである。

地方六団体は、地方分権改革を推進する強い方針の下、「基本方針2005」に盛り込むべき主な項目を下記のとおり取りまとめたので、これを反映するよう要請する。

また、経済財政諮問会議において地方六団体の代表者が各議員と意見交換する機会が得られるよう、併せて要請する。

記

1 「国から地方へ」の徹底

(1) 三位一体の改革

国から地方への税源移譲

- ・平成18年度までに、所得税から個人住民税へ概ね3兆円規模の税源移譲を確実に実施する。
- ・応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、個人住民税の10%比例税率化（フラット化）により税源移譲を行う。その際、個々の住民レベルにおいて実質的な増税とならないよう、個人所得課税全体で適切な措置を講じる。

国庫補助負担金改革

- ・国庫補助負担金の改革は、確実に税源移譲に結びつく改革とする。
- ・3兆円規模の税源移譲を実現するため、地方の改革案に掲げられた国庫補助負担金は着実に廃止・税源移譲を行う。
- ・特に、政府・与党合意で先送りされた税源移譲額6,000億円について、政府は早期に具体的な検討を行い、結論を得ること。その際、地方の改革案に掲げてある社会福祉施設・公立文教等施設整備国庫補助負担金、社会保障・文教関係の経常国庫補助負担金を優先する。

地方交付税改革等

- ・「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、平成18年度の地方交付税総額を確実に確保する。
- ・地方交付税は、本来、地方固有の財源であることから、財源不足に対する補てんは、地方交付税の法定率分の引上げで対応する。
- ・所得税から個人住民税への税源移譲に伴う地方交付税の法定率分の減少額については、交付税率の引上げにより確保する。
- ・地方公共団体の財政需要が、投資から経常に変化している実態を踏まえ、地方財政計画と決算との乖離に関し、平成18年度以降についても、引き続き同時一体的な規模是正を図る。
- ・地方公共団体が計画的な行財政運営を行うため、地方六団体の参画を得て「中期地方財政ビジョン」を策定する。

地方財政自立に向けた第2期改革への取組

- ・国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分を実現し、地方分権を一層推進するため、消費税を含めた基幹税により8兆円の税源移譲を積極的に進める。
- ・そのため、現在進めている平成18年度までの改革を「第1期改革」と位置づけ、19年度以降も「第2期改革」として更なる改革を行う。

(2) 地方の裁量権の拡大

国による地方公共団体への関与・規制の撤廃は、「三位一体の改革」を推進するための車の両輪として、国庫補助負担金改革と併せて実施する。

2 行財政改革の徹底

(1) 行財政改革を推進するため、国庫補助負担金改革を進めるとともに、国の過剰関与の撤廃等により、国と地方を通じた歳出削減につながる改革を行う。

(2) 地方に人員増等負担増を強いるような政策を実施する場合には、地方と事前の協議を行い、地方の意見を十分に反映させる。

(3) 定員削減を含めた国家公務員の配置の見直し、国の事務の抜本的見直しなど、国の行財政改革を徹底、推進する。

以上